

書類審査

平成30年度 薩摩川内市はんやまつり補助金

評価表 NO.

50

所管部課名	商工観光部 観光・シティセールス課		担当者	芦谷 仁美				
事務事業名	観光イベント事業費							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	16年以上20年以下							
平成30年度予算額	国県支出金 10,000千円	一般財源 千円	その他 10,000千円	千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	薩摩川内はんやまつりの参加者数		約5,500人	平成35年度				
成果指標②	薩摩川内はんやまつりの観客数		約36,000人	平成35年度				
補助対象者	薩摩川内はんやまつり実行委員会							
補助対象経費	(1)会場設営に係る経費 (2)印刷製本費 (3)前2号に掲げるもののほか、薩摩川内はんやまつりの開催に当たり必要と認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	薩摩川内はんやまつり事業							
分類	□運営補助のみ	■事業補助のみ	□運営補助と事業補助の両方	□その他				
補助金額又は補助率	薩摩川内はんやまつり補助金額は、予算で定める額以内とする。							
上記項目の積算方法	イベント実施団体からの要望及び実績による							
補助過去を受ける事業決算団体状況等の 年数	支 出	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)
		自己資金	1,039,273	7.5%	999,524	8.2%	936,023	7.3%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	10,273	0.1%	87,524	0.7%	31,023	0.2%
		寄付金・その他助成	1,029,000	7.4%	912,000	7.5%	905,000	7.1%
		市補助金	12,808,284	92.5%	10,000,000	81.8%	10,000,000	78.0%
		(前年度繰越金)	0	0.0%	1,226,139	10.0%	1,876,787	14.6%
		計	13,847,557	100.0%	12,225,663	100.0%	12,812,810	100.0%
		事業費	12,171,698	87.9%	9,898,876	81.0%	9,785,110	76.4%
人件費	449,720	3.2%	450,000	3.7%	787,668	6.1%		
その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%		
		0.0%		0.0%		0.0%		
		0.0%		0.0%		0.0%		
(翌年度繰越金)	1,226,139	8.9%	1,876,787	15.4%	2,240,032	17.5%		
計	13,847,557	100.0%	12,225,663	100.0%	12,812,810	100.0%		
支出計/前年度支出計				88.3%		104.8%		
自己資金/前年度自己資金				96.2%		93.6%		
翌年度繰越金/市補助金		9.6%		18.8%		22.4%		
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①	5,208		4,362		5,114			
成果指標の推移②	-		32,000		35,000			
特記すべき事項等	<p>【前回評価】 平成26年度「現状のまま継続」 - 実施団体は協賛金等の獲得に努められたい。</p> <p>【前回評価への回答】 - 前回評価「現状のまま継続」自主財源の確保のほか、誘客活動に努めている。</p> <p>【事業のPR方法】 ポスター・チラシ・メディアを活用したPRを実施</p> <p>【費用対効果】 市内外から踊り連や武者行列への参加者があり地域活性化に貢献</p> <p>【補助事業以外の事業】 特になし</p> <p>【その他】 特になし</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	設立理念に基づいた活動を行っている団体である。
必要性	<p>次のいずれかに該当するものである。</p> <p>① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。</p> <p>② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。</p>	A	地域に根差したイベントであるため、本実行委員会を補助対象者とすることが適当である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	観光交流人口増加に向けて、市民のニーズに合致したものになっている。 薩摩川内はんやまつりを通じて市外からの観光客を増やす取組みは必要。
	<p>① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。</p> <p>② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）</p>	A	地域に根差したイベントであるため、本実行委員会を補助対象者とすることが適当である。
	<p>③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。</p>	A	交付要領に補助対象経費を規定している。
適格性及び妥当性	<p>④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。</p> <p>⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。</p> <p>⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。</p>	B A A A	<p>協賛金等の自主財源の獲得に努力はみられるが、補助額が多額で自主運営には至らない。</p> <p>設立理念に基づいた活動を行っている団体である。</p> <p>自主的運営へ誘導していくが、当面は交付要領規定の効果指標による事業成果を分析していく必要がある。</p> <p>交付要領に補助対処経費を規定している。</p>

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一 次） 結果	<p>『今後の改革の方向性』</p> <p>■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止</p> <p>『上記方向の理由』</p> <p>協賛金等自己資金の獲得に努め、市内外からの観光客も多く地域活性化のためのイベントとして現状のまま継続したい。</p> <p>『改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画』</p>	<p>『視点別評価』</p> <table> <tr> <td>公益性</td><td>⇒</td><td>□高い</td><td>□低い</td></tr> <tr> <td>必要性</td><td>⇒</td><td>□高い</td><td>□低い</td></tr> <tr> <td>有効性</td><td>⇒</td><td>□高い</td><td>□低い</td></tr> <tr> <td>適格性・妥当性</td><td>⇒</td><td>□高い</td><td>□低い</td></tr> </table> <p>『今後の改革の方向性』</p> <p>□現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止</p> <p>『まとめ』</p>	公益性	⇒	□高い	□低い	必要性	⇒	□高い	□低い	有効性	⇒	□高い	□低い	適格性・妥当性	⇒	□高い	□低い
公益性	⇒	□高い	□低い															
必要性	⇒	□高い	□低い															
有効性	⇒	□高い	□低い															
適格性・妥当性	⇒	□高い	□低い															

薩摩川内はんやまつり補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる薩摩川内はんやまつり補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 薩摩川内はんやまつり補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が、薩摩川内はんやまつりの実施による観光の振興に資するものであること。
- (2) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 薩摩川内はんやまつり補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 薩摩川内はんやまつり補助金は、次の各号に掲げるものについて交付する。

- (1) 会場設営に係る経費
- (2) 印刷製本費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、薩摩川内はんやまつりの開催に当たり必要と認められる経費

(交付の申請)

第5条 薩摩川内はんやまつり補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年8月31日とする。

(交付の基準)

第6条 薩摩川内はんやまつり補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に薩摩川内はんやまつり補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 薩摩川内はんやまつり補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(精算)

第8条 当該補助金については、次の各号のいずれかに該当する場合には、精算するものとする。

- (1) 災害や事故等によりイベント等が実施できなかった場合、不要額となった補助金は、返納し精算するものとする。
- (2) 第4条の補助対象経費以外の経費に支出した場合、補助決定額の内、対象外経費分を返納し精算するものとする。

(効果の測定)

第9条 薩摩川内はんやまつり補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 薩摩川内はんやまつりの参加者数
- (2) 薩摩川内はんやまつりの観客数

(補助事業者等の責務)

第10条 薩摩川内はんやまつり補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の観光行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、観光・スポーツ対策監が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。